

8

出題頻度



# 老齡基礎年金



# ■ 老齢給付

報酬比例部分と定額部分を『特別支給の老齢厚生年金』と言う

報酬比例部分

老齢厚生年金

定額部分

経過的加算

老齢基礎年金

加給年金

60歳

64歳

65歳

配偶者が  
65歳まで

振替加算

老齢基礎年金

妻65歳

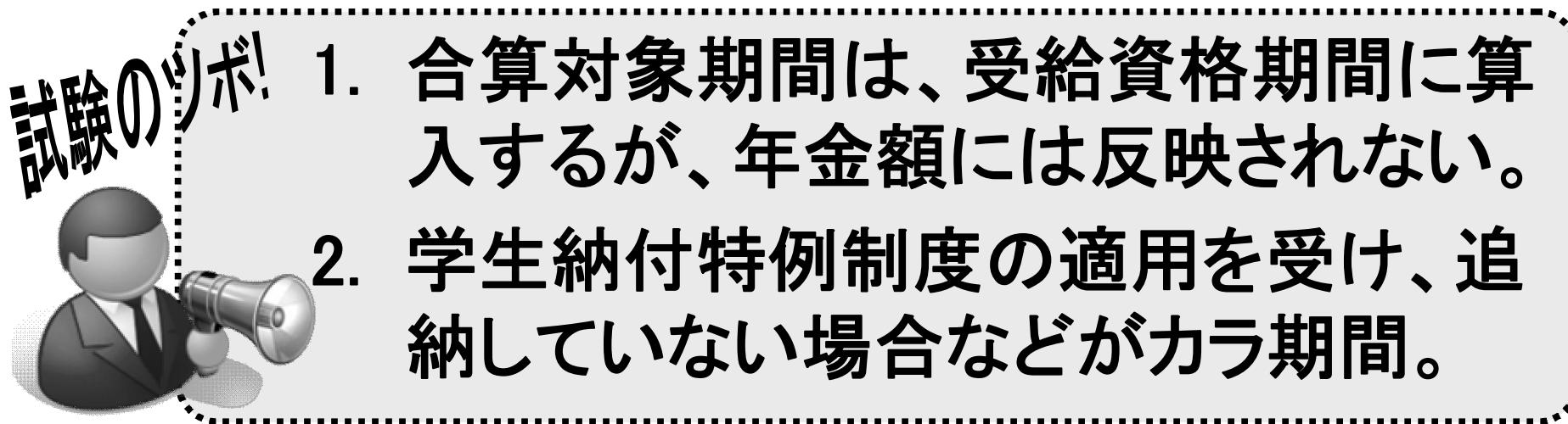
(S22.4.2～S24.4.1生まれ男性の場合)

モデル世帯 夫：会社員 妻：専業主婦

# ■ 老齢基礎年金の支給要件

- ・ 65歳に達している
- ・ 受給資格期間が原則として25年(300月)以上

受給資格期間 = ①保険料納付済期間 + ②保険料免除期間 + ③合算対象期間(カラ期間)

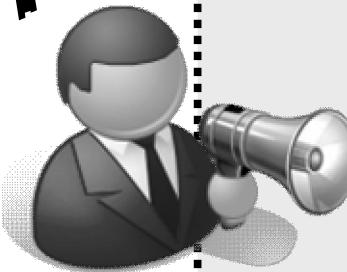


# ■ 老齢基礎年金の年金額

- ・ 満額受給で、年78万8900円

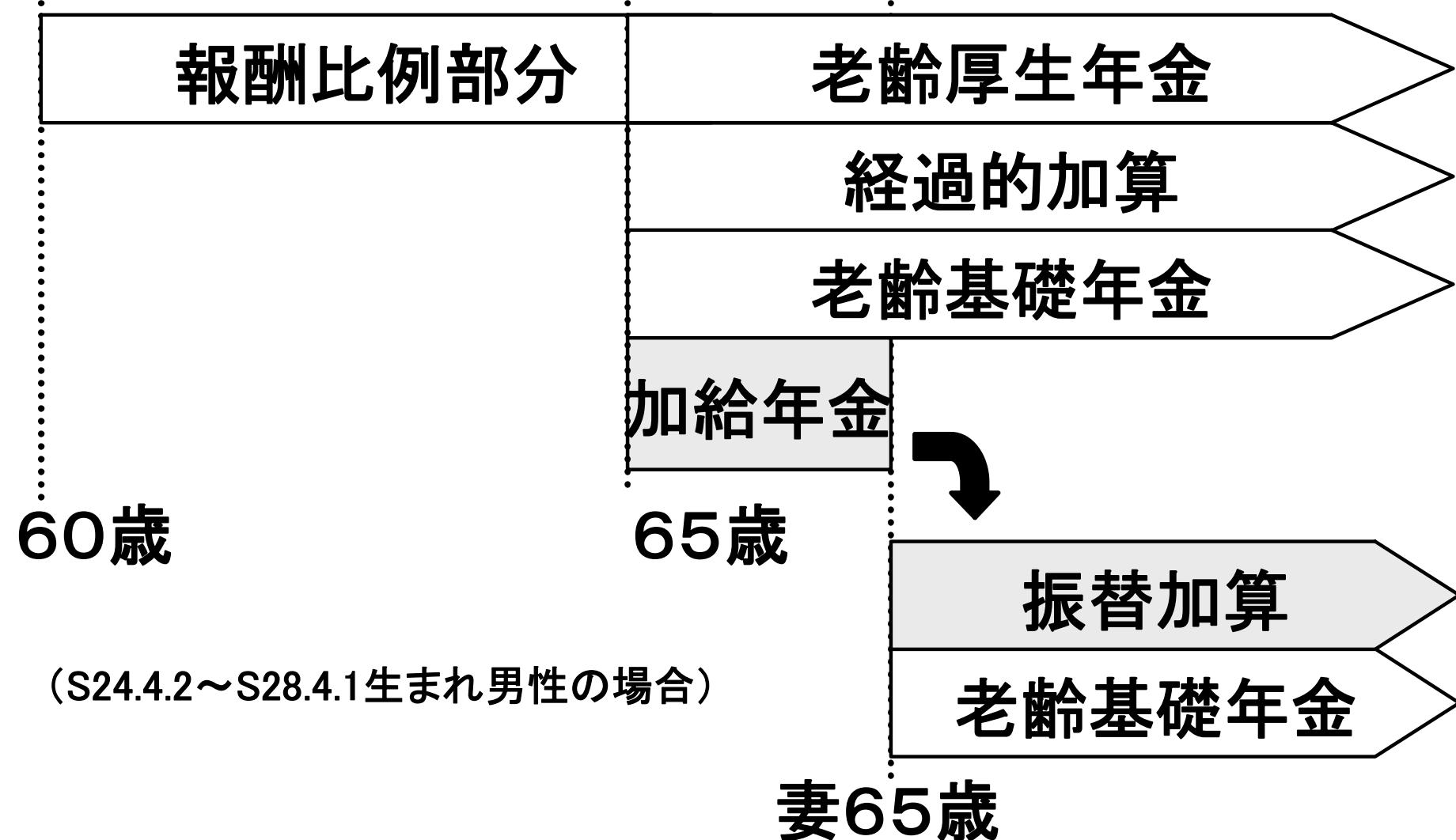
$$78万8900円 \times \frac{\text{納付済月数} + \text{多段階免除期間月数}}{\text{加入可能期間(480月)}}$$

試験のリボ!



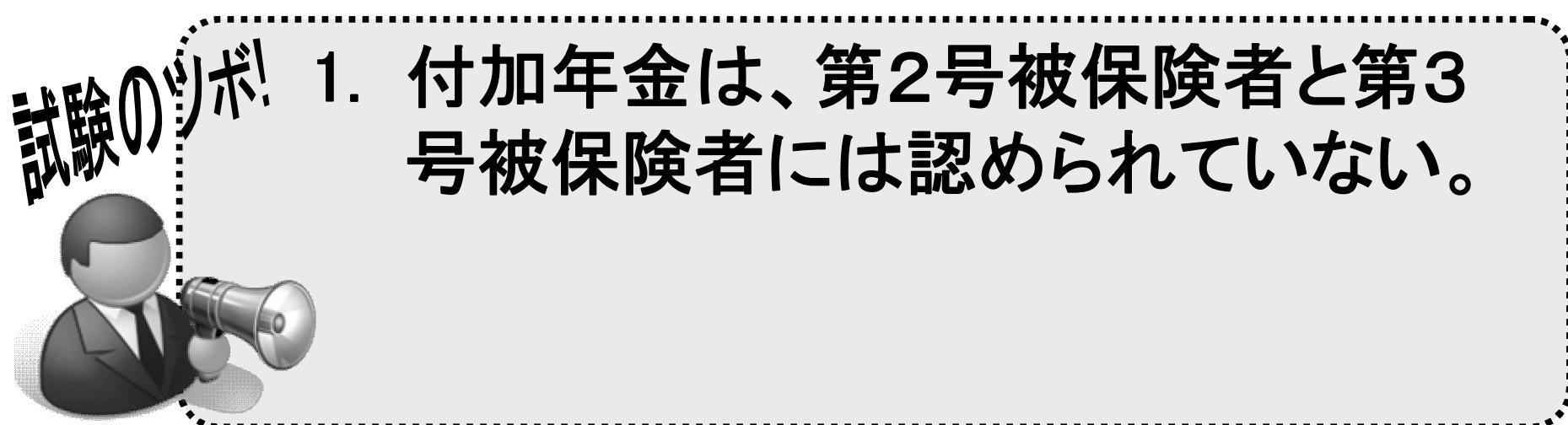
1. 保険料を納付した期間が、加入可能期間である480月(40年)の場合に満額受給できる。
2. 学生納付特例制度の適用後、追納しない場合は年金額に反映されない。

# ■ 加給年金額と振替加算



# ■ 付加年金

- ・ 国民年金の第1号被保険者で保険料を全額納付している者は、任意で付加年金に加入できる。
- ・ 月額400円を納付すると、老齢基礎年金に「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされる。



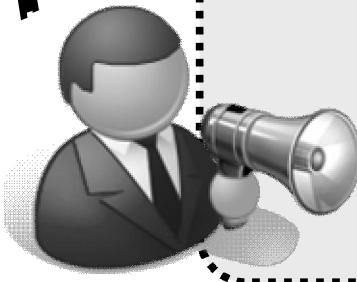
1. 付加年金は、第2号被保険者と第3号被保険者には認められていない。

# ■ 繰上げ支給・繰下げ支給

- ・ 繰上げ支給(60歳～65歳未満に受給を希望)
  - … 1ヶ月あたり「0.5%」が減額される。
- ・ 繰下げ支給(66歳～70歳までに受給を希望)
  - … 1ヶ月あたり「0.7%」が増額される。

試験のリボ!

1. 減額または増額された年金額は、そのまま一生続くことになる。



9

出題頻度



# 老齡厚生年金



# ■ 65歳までの老齢厚生年金

- 60歳以上である
- 1年以上厚生年金の被保険者期間がある
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしている
  - ・・・①報酬比例部分 ②定額部分 ③加給年金



1. 昭和36年4月1日以前生まれ(男性)の老齢厚生年金では経過措置として特別支給の老齢厚生年金が支給されることになる。

# ■ 65歳以降の老齢厚生年金

- 65歳以上である
- 1ヶ月以上厚生年金の被保険者期間がある
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしている
  - ・・・①老齢厚生年金②経過的加算 ③加給年金

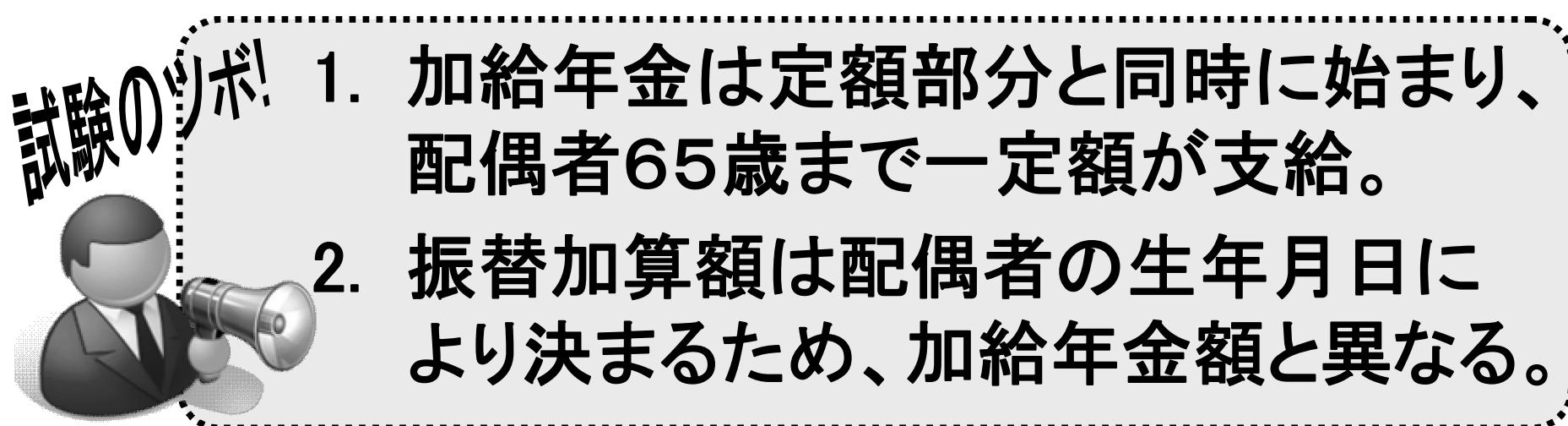


1. 65歳までの厚生年金(=特別支給の老齢厚生年金)は被保険者期間が1年以上ある必要があるが、65歳以降の老齢厚生年金は1ヶ月あればよい。

# ■ 加給年金額

- ・ 加給年金の受給要件

- ①厚生年金の被保険者期間が20年以上
- ②(特別支給の)老齢厚生年金を受給する
- ③一定要件を満たす配偶者または子がいる



1. 加給年金は定額部分と同時に始まり、配偶者65歳まで一定額が支給。
2. 振替加算額は配偶者の生年月日に  
より決まるため、加給年金額と異なる。

# ■ 在職老齢年金

- ・ 60歳台以後も会社に勤める人が厚生年金に加入しながら受給する年金

60歳～ 65歳未満	総報酬月額と基本月額との合計額が28万円を超える場合、(特別支給の)老齢厚生年金が減額される。
65歳以上	総報酬月額と基本月額との合計額が46万円を超える場合、老齢厚生年金が減額される。

基本月額…加給年金を除く老齢厚生年金額を  
12で除した額